

令和3年度

第12回 農業委員会総会議事録

市川市農業委員会

## 第12回 市川市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年3月10日（木）午後1時30分～午後2時05分

2. 開催場所 市役所第二庁舎 4階 大会議室2

3. 農業委員 出席委員 9人

会長 10番 石井 克己

委員 1番 小川 治夫

2番 小沢 伊知郎

3番 石橋 弘嗣

4番 石田 まさ子

6番 太田 裕士

7番 板橋 利行

8番 石井 文夫

9番 石井 利和

欠席委員 1人 5番 宇田川 忠好

4. 議事日程

1 議事録署名委員の指名

2 会議書記の指名

3 付託調査班（委員）の指名

4 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 1件

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について 1件

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について 5件

議案第4号 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について 1件

議案第5号 令和3年度第5次農用地利用集積計画の決定について 3件

議案第6号 市川市都市計画審議会委員の推薦について

報告第1号 農地法第4条又は第5条の規定による農地転用の届出について

(事務局長専決分) 12件

報告第2号	地目変更登記に係る回答について	2件
報告第3号	相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の 証明願について	1件
報告第4号	農地法第52条の規定に基づく賃借料情報の提供について	

#### 5. 農業委員会事務局職員

局長	飯塚 浩一
次長	舘野 裕之
副主幹	山崎 武敏
副主幹	吹上 裕三
主査	平野 雅邦
主任	地村 環

## 6. 会議の概要

発言者	内 容
議 長	<p>ただいまより、令和3年度第12回市川市農業委員会定例総会を開会いたします。</p> <p>今回も、新型コロナウイルス感染症に係る「まん延防止等重点措置」の延長により感染拡大防止対策のため、農地利用最適化推進委員は招集していません。</p> <p>委員の皆様におかれましては、速やかな議事進行にご協力いただきますようお願いいたします。</p> <p>本日の定例総会の出席状況でございますが、宇田川委員 から欠席の連絡を受けております。</p> <p>農業委員10名中9名、出席しております。</p> <p>農業委員の出席者が過半数に達しておりますので、「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定により、本日の会議が成立いたしますことをご報告いたします。</p> <p>それでは、議事日程に従いまして、会議を進めてまいります。</p> <p>市川市農業委員会会議規則第9条第1項に規定する議事録署名委員につきまして、議長から指名させていただくことにご異議ございませんか。</p>
各 委 員	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>それでは、議席1番の委員、議席2番の委員をお願いいたします。</p> <p>なお、本日の会議書記には、事務局職員の山崎副主幹、吹上副主幹を指名いたします。</p> <p>次に、来月分の付託調査班を指名いたします。</p> <p>農地関係は、第1班で、議席1番の委員、議席2番の委員です。</p>

	<p>農政関係は、第3班で、議席5番の委員、議席6番の委員です。</p> <p>なお、調査案件により、区域を担当する推進委員の立ち合いをしていただきます。</p> <p>それでは、議案第1号から議案第6号までと、報告第1号から報告第4号までを議題といたします。</p> <p>慎重なるご審議をいただきますよう、お願いいたします。</p> <p>なお、議案説明、調査報告及び審査基準につきましては、事前に配布させていただいたとおりでございますので、ご了承願います。</p> <p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」、1件ございます。</p> <p>それでは、これより質疑に入ります。</p> <p>事前の質問等はありませんでしたが、ご発言のある方は挙手をお願いいたします。</p> <p>ございませんか。</p>
各 委 員	なし。
議 長	<p>「なし」という声がございました。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」、許可することと決定することに、ご異議ございませんか。</p>
各 委 員	異議なし。
議 長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第1号は、全会一致により許可することと、決定いたします。</p>

各 委 員	<p>次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」、1件ございます。</p> <p>それでは、これより質疑に入ります。 事前の質問等はありませんでした。 ご発言のある方は挙手をお願いいたします。</p>
議 長	<p>なし。</p>
各 委 員	<p>「なし」という声がありました。</p> <p>議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」、許可相当と決定することに、ご異議ございませんか。</p>
議 長	<p>異議なし。</p> <p>ご異議なしと認めます。 よって、議案第2号は、全会一致により許可相当という意見を付して、県知事に送付することと、決定いたします。</p>
各 委 員	<p>次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」、5件ございます。</p> <p>それでは、これより質疑に入ります。 事前の質問等はありませんでした。 ご発言のある方は挙手をお願いいたします。</p>
議 長	<p>なし。</p> <p>「なし」という声がありました。</p> <p>議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」(1)について、</p>

各 委 員	許可相当と決定することに、ご異議ございませんか。
議 長	<p>異議なし。</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第3号(1)は、全会一致により許可相当という意見を付して、県知事に送付することと、決定いたします。</p> <p>続きまして、お諮りいたします。</p> <p>議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」(2)について、許可相当と決定することに、ご異議ございませんか。</p>
各 委 員	異議なし。
議 長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第3号(2)は、全会一致により許可相当という意見を付して、県知事に送付することと、決定いたします。</p> <p>続きまして、(3)及び(4)は関連しておりますので、一括してお諮りいたします。</p> <p>議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」(3)及び(4)について、許可相当と決定することに、ご異議ございませんか。</p>
各 委 員	異議なし。
議 長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第3号(3)及び(4)は、全会一致により許可相当という意見を付して、県知事に送付することと、決定いたします。</p> <p>続きましてお諮りいたします。</p> <p>議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」(5)について、</p>

各 委 員	許可相当と決定することに、ご異議ございませんか。
議 長	<p>異議なし。</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第3号（5）は、全会一致により許可相当という意見を付して、県知事に送付することと、決定いたします。</p> <p>次に、議案第4号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について」、1件ございます。</p> <p>それでは、これより質疑に入ります。</p> <p>事前の質問等はありませんでしたが、ご発言のある方は、挙手をお願いいたします。</p>
各 委 員	なし。
議 長	<p>「なし」という声がありました。</p> <p>それでは、お諮りいたします。</p> <p>議案第4号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について」、願出のとおり証明することに、ご異議ございませんか。</p>
各 委 員	異議なし。
議 長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第4号は、全会一致により証明することと決定いたします。</p> <p>次に、議案第5号「令和3年度第5次農用地利用集積計画の決定について」、3件ございます。</p> <p>それでは、これより質疑に入ります。</p>



	<p>事前の質問等はありませんでしたが、ご発言のある方は、挙手をお願いいたします。</p>
議席1番の委員	はい、議長。
議長	はい、議席1番の委員。
議席1番の委員	3番の「解除条件付き賃貸借」とは、農地を放置して雑草だらけにしているなどの場合、解除することが出来るということですか。
事務局	そうです。
議席1番の委員	1番の場合、去年は委員会、市、JAなど関係機関と一緒に作付け指導して苦労しましたが、こちらは、解除条件付きではないのですね。
事務局	はい、ありません。今回、貸し手及び借り手双方の意向により2年更新となっています。
議席1番の委員	分かりました。
議長	他にございませんか。
各委員	なし。
議長	<p>「なし」という声がありました。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>議案第5号「令和3年度第5次農用地利用集積計画の決定について」、1番から3番について、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。</p>
各委員	異議なし。

議 長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第5号は、全会一致により原案のとおり決定いたします。</p> <p>次に、議案第6号「市川市都市計画審議会委員の推薦について」、審議いたします。</p> <p>前回は、指名推薦により会長職務代理者が選ばれております。今回も、指名推薦により決定したいと思います。これに、ご異議ございませんか。</p>
各 委 員	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、指名推薦により決定することにいたします。</p> <p>それでは、指名したい方がいらっしゃいましたら、挙手の上ご発言をお願いいたします。</p>
議席1番の委員	<p>現在も務めてもらっており、状況も分かっていると思いますので、会長職務代理者を推薦します。</p>
会長職務代理者	<p>指名されましたので、お役に立てれば、お受けいたします。</p>
議 長	<p>それでは、お諮りいたします。</p> <p>会長職務代理者を市川市都市計画審議会委員に推薦することに、ご異議ございませんか。</p>
各 委 員	<p>異議なし</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>それでは、市川都市計画審議会委員に、会長職務代理者を推薦することと、</p>

決定いたします。

職務代理、よろしくお願いいたします。

以上で、議案の審議は終了いたしました。

次に、報告第1号「農地法第4条又は第5条の規定による農地転用の届出について」（事務局長専決分）、12件

報告第2号「地目変更登記に係る回答について」、2件

報告第3号「相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」、1件

報告第4号「農地法第52条の規定に基づく賃借料情報の提供について」は、報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。

以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了しました。

これで、令和3年度第12回市川市農業委員会定例総会を閉会いたします。